

寄居町国民健康保険加入者の皆さんへ

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線113～115)へ。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請をお忘れなく!

皆さんの申請に基づき交付している限度額適用・標準負担額減額認定証は、7月31日が有効期限となっています。継続して交付をご希望の方は、次の書類等を持参のうえ、8月中旬に保険年金課国民健康保険担当窓口へ申請してください。なお、9月以降に申請をされた場合は、発効日は申請月の1日からとなりますのでご注意ください。持参するもの／寄居町国民健康保険被保険者証、印鑑、期限の切れた限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証

国民健康保険では、世帯の所得状況に応じて、医療費の同月内の自己負担限度額が設けられています。あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示すると、一カ月の医療費は自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、国民健康保険税に滞納がある世帯の70歳未満の方には、認定証が交付されない場合もあります。なお、70歳以上の方は、表の低所得者ⅡおよびⅠに該当する方のみ交付されます。

【70歳未満の自己負担限度額(月額)】

| | |
|----------|----------------------------|
| 一般 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% |
| 上位所得者* | 150,000円+(医療費-500,000円)×1% |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 |

※同一世帯の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が600万円を超える世帯に属する方です。また、所得の申告がない場合、上位所得者と見なされます。

【70歳以上の自己負担限度額(月額)】

| | | |
|-----------|----------|---------------------------|
| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 現役並み所得者*1 | 44,400円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% |
| 低所得者Ⅱ*2 | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ*3 | 8,000円 | 15,000円 |

※1.同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方(自己負担割合が3割の方)です。
※2.同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方です。
※3.同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方です。

標準負担額減額認定証

町民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。【入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)】

| | | |
|--------------|-------------------------|------|
| 一般(下記以外の人) | 260円 | |
| ○住民税非課税世帯 | 90日までの入院 210円 | |
| ○70歳以上で低所得者Ⅱ | 90日を超える入院*(過去12カ月の入院日数) | 160円 |
| 70歳以上で低所得者Ⅰ | 100円 | |

※過去12カ月の入院日数が90日(減額認定証の交付を受けた日以降の日数)を超えた場合は、窓口へ申請してください。

国保税軽減判定のための申告書の提出について

国民健康保険税は、世帯主と加入者全員の合計所得が一定額以下の場合には、均等割・平等割が7割、5割、または2割軽減されます。

軽減に該当するかどうかは、世帯の所得額により判定しますので、16歳以上の加入者全員の所得の申告が必要になります。所得のない方や扶養となっている方でも申告が必要です。

収入がなく、これまで軽減制度の該当世帯であった場合でも、世帯の中に申告をしていない方がいると対象となりませんのでご注意ください。

確定申告書、町民税申告書、給与や年金の支払報告書等で所得を確認できない方がいる世帯には「国民健康保険税申告書」を8月下旬にお送りしますのでご提出ください。

年金 ねんきん

付加年金とは?

付加年金は、国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)の独自給付とされています。毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

○具体例(付加保険料を10年間納付した場合)
付加保険料の納付額 400円×12ヵ月×10年=48,000円
付加年金の年金額 200円×12ヵ月×10年=24,000円(1年分の受給額)
※48,000円の付加保険料で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せされて受け取れることとなります。

○留意事項
・付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなります。
・付加保険料は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。
・国民年金基金に加入中の方は付加保険料を納付できません。
・付加保険料だけの納付はできません。国民年金保険料を納めてから、または一緒に納付期限内に納付ください。

・納付期限(対象月の翌月末)を経過して付加保険料は納付できません。
・持参するもの／年金手帳、印鑑(朱肉を付けて押すタイプのもの)
・申し込み／保険年金課へお申し込みください。

その他／お問い合わせの際、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつかない場合がありますのでご了承ください。
お問い合わせ／熊谷年金事務所(☎581・50112)または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

寄居町は町税の滞納整理に積極的に取り組みます

町では、皆さんに納めていただいた町税により、快適に住みよいまちづくりを進めています。町民税や固定資産税等の町税は、皆さんの生活に密着した町政の推進、住民サービスの提供に欠かすことができない貴重な財源です。財政運営の基盤となる町税の収入確保、納税の公平性を維持するため、収入や財産があるにも関わらず納付していただけない場合、滞納処分(財産差押・公売など)を行います。

町税とは
寄居町に納付していただく税金で、町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税等があり、それぞれ決められた納期限までに納付することになっています。納期限を過ぎると延滞金がかかります。

税金を滞納すると
・納期限を過ぎても納付がない場合、督促状を送付します。
・督促状を送付しても納付がない場合、催告書の送付、電話催告等を行います。また、それに加えて官公署・金融機関・勤務先・生命保険会社等へ財産調査を行います。
・調査で発見した滞納者の財産(土地・家屋等の不動産、家財、預貯金、給与、自動車、生命保険など)を法律に基づき差し押さえます。
・差し押さえた財産を公売するなどして換価し、滞納者の税金に充当します。

実施します! インターネット公売

町では、税の滞納処分として差し押さえた動産等をインターネット公売により売却します。この公売は、ヤフー株式会社が運営するヤフオク!(官公庁オークション)を利用して行うもので、参加資格を満たせばどなたでも参加できます。

| | |
|--------|----------------------------|
| 参加申込期間 | 8月13日(火)午後1時~8月27日(火)午後11時 |
| 入札期間 | 9月3日(火)午後1時~9月5日(木)午後11時 |
| 売却決定日 | 9月6日(金) |
| 代金納付期限 | 9月13日(金) |

参加資格/20歳以上で寄居町インターネット公売ガイドライン(町公式ホームページ参照)等を厳守できる方。ただし、法律で定められた一部の人を除く ※公売物件ごとに指定した公売保証金を納付していただくことが条件となります。

公売物件/自動車1台(写真)

公売方法/インターネットを使用して行う期間せり売り

参加申込方法/インターネット公売に参加される方は、事前のお申し込みが必要です。8月27日(火)までに、ヤフー株式会社が運営するヤフオク!(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/sai_yorii_town)からお申し込みください。

その他/公売物件の詳細や申込方法などは町公式ホームページ、またはYahoo!JAPAN「官公庁オークション」(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)でご確認できます。

問い合わせ/税務課(☎581・2121内線153、158)へ。



8月は「人権尊重社会をめざす県民運動」強調月間です!

子ども・高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害のある方への偏見からくる差別などさまざまな人権問題が増加しています。また、インターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題も発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するために、県・市町村はもちろんだ、県民総ぐるみで取り組む運動です。

この機会に、人権問題について理解を深め、お互いを尊重し、差別のない明るい社会を築いていきましょう。

人権啓発フェスティバル

「ユウマンフェスタ2013さいたま」

日時/8月23日(金)午前10時~午後4時
場所/大宮ソニックシティ(さいたま市)
内容/人権作文表彰・発表、内藤大助さん(タレント・元ボクシングWBC世界フライ級チャンピオン)による人権講演会、井上あずみさんとゆーゆさん(歌手)によるミニコンサート、県立浦和北高校演劇部による公演、子ども向け映画「マジック・ツリーハウス」の上映、人権相談コーナー開設などが行われます。
費用/無料
その他/申し込み不要・先着順
問い合わせ/県人権推進課(☎048・830・2255)へ。